

(平成31年度用)

五泉市奨学金貸付のしおり

五泉市教育委員会

五泉市奨学金は、上級校への進学や進級を志す学生・生徒で経済的理由のため修学困難な者に学資資金を貸与して教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に尽くす有能な人材を育成することを目的として設けられた制度です。

以下、五泉市から学資の貸付を受ける学生・生徒を「奨学生」といい、貸付される学資を「奨学金」といいます。

1. 貸付内容

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3年生）及び専修学校の高等課程・・・・・・・・月額／1万円（年額／12万円）
 - ② 短期大学、高等学校（専攻科）、専門職短期大学、高等専門学校（4、5年生・専攻科）、専修学校の専門課程・・・・・・・・月額／2万円（年額／24万円）
 - ③ 大学、専門職大学、大学院・・・・・・・・月額／3万円（年額／36万円）
- 貸付開始は、申し込みを行った翌月分からとなります。

- 奨学金は年2回、奨学生本人の金融機関の指定口座へ振り込みます。
- 貸付対象期間は、いずれの学校も申し込みの翌月から、当該学校に在学する学校の正規の修学期間（卒業期）までです。（6年制大学の場合、最長6年間）
- 通信制、定時制は問いません。
- 奨学金は無利子です。
- 奨学金は他の団体が運営する奨学金と併用できます。ただし、他の奨学金制度では他との併用ができない場合もありますので、ご注意ください。

2. 奨学生の義務

奨学金は学費として貸し付けるものですから、奨学生は卒業後、五泉市奨学金貸付条例により返還しなければなりません。

この返還金はその年の奨学金となり、後輩へと引き継がれていきます。

- 奨学生は貸付の終了した月の翌月から、
 - ・ 貸付額が60万円以下の場合・・・・ 5年以内
 - ・ 貸付額が60万円を超える場合・・・・ 10年以内 で返還
- 途中で貸付を辞退、または退学や留年により貸付が廃止された場合は、その事実が発生した月の翌月から、
 - ・ 貸付額が60万円以下の場合・・・・ 5年以内
 - ・ 貸付額が60万円を超える場合・・・・ 10年以内 で返還
- 奨学金を長期間、正当な理由なく返還を怠った場合、延滞金が課せられますので計画的に返還ください。
- 返還を怠った場合は、連帯保証人及び保証人へ返還を請求いたします。


3. 奨学生の資格

次のすべてを満たす方へ貸付を行っております。

- ① 世帯の総所得金額が一定基準以下で、貸付を受けなければ本人の修学が困難な者
※基準については、別紙「収入基準について」をご参照ください。
- ② 市内に1年以上居住しており、市税滞納のない世帯に属する者および滞納はあるが滞納解消の意思が確認できる世帯の者
※市税の滞納がある場合、まずは市役所税務課までご相談ください。
- ③ 勉学に励む意欲のある者
※上級校に進学を果たし、向学心を強く持って勉学に励む意欲のある者が該当。
進学時の申請には合格通知書（コピー）を、在学途中の申請には在学証明書（学年入り）をご用意ください。

4. 申し込みに必要な書類

次の書類を各1通ずつ提出ください。

- ① 奨学金貸付申請書（様式第1号、記入例を参考に作成ください。）
 ◎申請書下段の連帯保証人及び保証人欄はそれぞれ自筆及び実印（印鑑登録をしてある印鑑）で記入、捺印ください。
◎連帯保証人は保護者、保証人は別世帯の20歳以上の保証能力のある市内在住の方をお願いします。（市内に保証人となる方がいない場合はご相談ください。）
- ② 承諾書（別紙の様式、市税滞納の調査等の承諾書です）
- ③ 合格通知書のコピーまたは在学証明書（各学校にて発行する学年の入ったもの）
- ④ 世帯全員の源泉徴収票、確定申告書のコピーまたは所得証明書（6～12月に申請する場合に限る。6月中旬以降に税務課にて発行可能。）
※直近のもので、同一世帯の所得がある方全員分をご用意ください。

5. その他

- 貸付申請後、貸付決定の可否は文書にて通知いたします。
- 貸付が決定した場合は、借用申請時に連帯保証人と保証人の印鑑証明書、収入印紙（平成34年（2022年）3月31日まで印紙税の非課税措置につき不要）、在学証明書が必要となります。
- 次のいずれかに該当した場合は、届出の義務がありますのでご連絡ください。
 - ・休学、復学、転学又は退学したとき。
 - ・奨学生本人又は保証人の住所や電話番号など、重要な事項を変更されたとき。
- 貸付2年目以降は毎年進級の確認をさせていただいたのち、奨学金の振り込みをいたします。このことについては、確認の時期に合わせて文書をお送りします。
- 奨学生が休学、又は留年・退学などにより貸付資格に該当しなくなった場合は、奨学金の貸付を停止、又は廃止します。

【お問い合わせ先・提出先】
五泉市教育委員会 学校教育課
TEL 0250-43-3911（内線 369）

(別紙)

収入基準について

申請者本人が属する世帯の、申請日の前年総所得金額が別表2の基準額以下であること。総所得金額とは、その世帯の年間総収入金額を次のA及びBにより計算した金額をいう。

A. 給与所得（源泉徴収票の「支払金額」欄の額を指します）

○給与所得のある方1人につき別表1の控除計算を行います。

○2つ以上給与所得の収入源がある方は、これらを合算した額で控除計算を行います。

【別表1】 控除額一覧表

個人の年間収入金額	控除額
329万円以下の場合	年間収入金額と同額（全額控除）
329万円を超えて400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超えて878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

B. 給与所得以外（自営・農業収入など）

○確定申告書における「所得金額」になります。控除済の額のため控除はありません。

※公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等控除額を控除した金額となります。

【別表2】 総所得基準額一覧表

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	215万円	5人	462万円
2人	341万円	6人	486万円
3人	397万円	7人	511万円
4人	430万円	8人	528万円

※世帯人数が7人を超える場合、1人増すごとに17万円を世帯人数7人の基準額に加算して計算します。

参考例（5人家族で基準を満たす場合）

	所得区分	収入額	－	控除額	=	所得額	備考
本人	なし					0円	
父	給与所得	5,000,000円	－	3,730,000円	=	1,270,000円	会社員
母	なし					0円	
兄	給与所得	700,000円	－	700,000円	=	0円	アルバイトを2つ(40万+30万)行う。収入額が329万円以下のため全額控除。
祖父 (65歳)	農業所得	3,000,000円	－	0,000,000円	=	3,000,000円	農業所得のため、控除額は0円。
	雑所得(年金)	1,500,000円	－	1,200,000円	=	300,000円	
世帯全員の年間総所得金額						4,570,000円	4,620,000円以下のため、基準を満たす。

(お知らせ)

看護に関する免許を取得される予定の方へ (貸付金の減免制度について)

1. 本制度の目的

現在、五泉市の医療機関等において、看護に従事する職員が不足しており、救急医療体制の維持が困難になってきています。

そこで看護に従事する人材を確保し、市の医療体制の維持と充実を図るため、奨学金を受けている人で、一定の期間、五泉市内の医療機関等で看護業務に従事された方に、奨学金の返還を減免しております。

2. 減免の内容

① **減免対象者** 看護に関する資格（看護師、准看護師、保健師、助産師）を取得して卒業後五泉市内の医療機関等に就職し、その資格に基づく業務に3年以上従事する者

② **減 免 額** 3年／半額、5年／全額（平成20年4月1日以降の貸付金が対象）

3. Q&A

Q：手続きについて教えてください。

A：卒業後、返済猶予の申請を行います。次に毎年、事業所から就業証明書を発行していただき届出ください。そして3年が経過すれば貸付額の半額で減免申請が行えます。さらにもう2年勤め、5年が経過すれば残りの半額の減免申請が行えます。

Q：3年に満たない場合はどうなりますか？

A：退職または市外の病院へ転職した時点で返還猶予が失効しますので、全額を返済して頂くこととなります。市役所にて返済の手続きを行ってください。

Q：市外に引っ越しましたが、引き続き市内の病院に勤めた場合はどうなりますか？

A：市内の医療機関等に従事しておりますので、減免対象者としての扱いになります。

Q：高校から大学まで貸付を受けていますが、高校時代は普通の高校に在籍し、その後、平成19年に看護大学へ進学した場合、減免対象となる期間はどうなりますか？

A：資格が取れる看護大学の分が対象となります。本減免制度は平成20年4月から施行されましたので、平成20年の2年生からの貸付分が対象となります。

その他、疑問な点がございましたら、五泉市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。